

専決処分報告（調停）

平成29年（2017年）2月21日提出

札幌市長 秋元克広

市長において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記

本市は、市営住宅の滞納家賃に係る賃料等請求調停事件6件について、次のとおり調停に合意する。

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
1	平成28年11月25日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第107号 賃料等請求調停事件	清田区北野団地の 入居者	<p>(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計292,200円を今後分割して平成33年12月末日までに支払う。</p> <p>(2) 相手方が前号の分割支払又は今後の家賃の支払をそれぞれ通算して3回以上怠ったときは、 ア 相手方は、前号の滞納家賃等の残額を直ちに支払う。 イ 本市は、相手方に対し、前号の市営住宅の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>(3) 前号により(1)の市営住宅の賃貸借契約が解除された場合には、相手方は、直ちにこれを明け渡す。</p>

番号	専決処分年月日 事件名	相手方	調停の概要
2	平成28年11月28日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第102号 賃料等請求調停事件	手稲区パティオほ しみの入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃217,900円を今後分割して平成32年7月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
3	平成29年1月17日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第103号 賃料等請求調停事件	手稲区富丘高台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計286,920円を今後分割して平成34年1月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
4	平成29年1月17日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第114号 賃料等請求調停事件	手稲区星置駅前団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計248,100円を今後分割して平成33年12月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
5	平成29年1月17日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第116号 賃料等請求調停事件	厚別区もみじ台団 地の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計364,900円を今後分割して平成33年5月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。
6	平成29年1月25日 札幌簡易裁判所 平成28年(ユ)第117第 賃料等請求調停事件	東区パレメゾン元 町の入居者	(1) 相手方は、本市に対し、市営住宅に係る滞納家賃及びこれに対する延滞金の合計141,300円を今後分割して平成31年6月末日までに支払う。 (2) 1の(2)に同じ。 (3) 1の(3)に同じ。